月日 新聞 月日 新聞 月日 新聞 月日 新聞 月日 新聞 月日 新聞 月日 新聞

住友鑄鋼所では 双方で押問答

歎願書に全職工の署名をせよ、せぬで

會社に對し爭議を開始してゐる大阪西區島屋町住友鑄鋼所の職工は十七日定刻入所すると共に前日より一層の緊張振りを見せて就業してゐるが午前十時實行委員九名は工藤支配人に面會を求め應接室に於て會見、例の煽動演說をした爲解雇された機械工組合幹事山内鐵吉の復職につき全職工二千名の連判狀を添へて再び嘆願する所があつたが工藤支配人は

山内の解雇は同人の行動を不都合と認め總本店の幹部會議に於て決定したのであるから自分の力を以てしては如何ともする事が出來ぬ

と跳つけたので委員等は

それでは已むを得ませんから總本店へ出頭し田中理事に會見して嘆願します

と告げて既報勞働條件に關する嘆願書を提出した之に對し工藤支配人は嘆願書の内容に就て說明を求めたので實行委員は交々詳細に說明した次で工藤氏は嘆願書に嘆願者全部の署名を要求したが委員等は「吾々が全職工を代表して署名してゐるのであるから其必要はない筈である」と告げ會社側は「是非必要である」と云ひ約一時間に亘つて押問答の末委員等は嘆願書を手渡した儘退出し午後一時全職工を大食堂に集め經過を報告すると共に午後二後半會社側と再會して意見の交換を行つた上山内鐵吉復職問題に關し委員等は北濱の總本店に中田理事を訪ひ嘆願する事に決した、尙委員等は勞働條件の嘆願に對して職工の連判狀は斷じて添附せぬと主張してゐた

休業は覺悟の上

住友電線製造所は依然として塲内罷業

大阪恩貴島町住友電線製造所職工は十七日も定刻出勤した儘引續き工塲内罷業を續け僅に機械に油を注いで其破損を防いでゐる狀態であるが午前十時西崎常務は職工の要求に對する回答を與ふべく委員十一名を應接室に招致し川上副支配人佐伯工塲主任と共に會見し

諸君の要求は再三に及んだが會社としては最初の回答の際十分誠意を以て懸引のない所を回答したのであるから今回の要求に對しても別段新しいお答へをする事が出來ない

と拒絕し尙「今後も工塲内罷業が續くやうだと會社としても對策を考へねばならぬから諸君に於ても十分此點を考慮されたい」と言葉に休業を仄めかしたが委員等は豫期してゐるとはかり直に左記の要求書を提出した

一、會社に於て萬一臨時休業せんとする場合は休日の期日より三日前に於て實行委員に通告すべし

二、會社に於て萬一臨時休業せんとする場合は其期日内一日一人に對し平均日收を支給すべき事

三、臨時職工は今後の爭議に對し本職工と行動を共にす、本決議に對し不都合と認め臨時職工雇入當時の契約期間滿了せざるに於て解雇する場合は右契約期間までの賃金を支給すべき事

四、右要求に對し即答せられたき事

これに對し西崎氏は

吾々は株主の利害を代表してゐるもので即答する權限がないが兎も角諸君の意志は傳へて置く

と答へて右要求書を受理したので委員は工塲に引揚げて各職工に其旨報告する所があつたが職工は何れも會社の横暴を憤慨し總本店に乘込んで交渉すると云つてゐた

治安警察法第十七條を適用して

宣傳ビラを撒いた西尾主事以下八名終に起訴さる

大阪藤永田の勞働爭議に關し同情罷業を勸誘する過激な宣傳ビラを各工塲へ撒布した廉により此程府刑事課及び朝日橋署の手に檢擧され爾來取調中であつた友愛會大阪支部の西尾主事以下八名は十七日愈々警察の手を離れ石鄕岡檢事の拘引狀により大阪地方裁判所へ再び送致されると同時に檢事より治安警察法第十七條に該當するものとして起訴し秋山豫審判事の手で審理を開始した、被告人氏名は左の通りである因にアノ矢釜しい治警十七條の適用を受けたのはコレが始めてだといふ

友愛會聯合會大阪本部會長鳥種吉

▲友愛會理事東忠續▲友愛會主事

藤永田調停案が

友愛會の賀川氏等の手で出來上つた

十七日大阪西區靱中通共益社に於て賀川豐彦氏等により藤永田造船所の爭議に關し左の調停案が出來上つた會社が之に應ずるか否かは勿論疑問である

勞働委員會の組織要綱

一、一定數の職工を有する工塲毎大工塲に在りては職塲毎に勞働委員會を設け後者に於ては更に工塲毎に聯合委員會を設ける事

二、(イ)委員會は指名委員及び選出委員を以て組織し前者は企業主之を指名し後者は職工中より之を選出する事

(ロ)選擧資格は年齡二十歲以上勤續六箇月以上の者に限り之を有する事

(ハ)指名委員の數は選出委員の數を超ゑざる事

三、(イ)選出委員の數は職工(未定)人に付一人とし以上(未定)人を超ゑる毎に一人を增し總數(未定)人を超ゑざるべき事

(ロ)委員會組織の一單位(工塲又は職塲)内に於て一定數以上の組織せられたる職工の團體あるときは其團體は獨立の選擧區となる事

(ハ)右勞働團體に屬する職工を除きたる殘餘の職工が一組織單位内に於て(未定)人に滿たざる場合と雖も一人の委員を選出し得る事

四、(イ)委員會は一年五回以上之を開くことを要し其他必要に依り臨時會を開き得る事

(ロ)委員會の決議は出席委員の多數決に依り可否同數の場合に議長之を決する事

(ハ)議長は委員の投票に依り之を選任す

五、委員會は勞働條件並に保健衛生危害防止、補償、互助共濟、娛樂休養、風紀教育其他福利增進事項に付企業主の諮問に依り又は自ら提案し審議調査し其決議を企業主に提出する事